

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年4月4日	
発注機関	京都大阪森林管理事務所	
事業名	高台寺山溪間工事	
公告日	令和6年3月15日	
開札日時	令和6年5月8日	13時30分
質問の内容	現場説明補足事項	<p>1) 左記事項2. 積算している工法・機械・仮設物等(2) 機械・・・掘削機械はバックホウ0.28m³で積算している。モノレールを使用し搬入する。搬入に要する費用(分解・組立を含む)は、共通仮設費率に含まれている。</p> <p>と記載されていますが、積算内訳書の各代価表では〔木製枠工(組立・中詰め:0.45m³級バックホウ)、大型土のう:0.8m³級バックホウ〕が計上されています。</p> <p>上記の記載と整合性が取れていないと思われるので、ご説明をお願いします。</p>
	図面	<p>2) 左記事項2. 積算している工法・機械・仮設物等(3) 仮設物等・・・⑧各種クレーンの搬入ができないことから、カニクレーン1.0式(2.8t吊 8ヶ月)の賃料等を積算している。</p> <p>と記載されていますが、積算内訳書の各代価表では〔コンクリート:ラフテレンクレーン16t吊、型枠:ラフテレンクレーン25t吊、足場:ラフテレンクレーン25t吊〕が計上されています。</p> <p>上記の記載と整合性が取れていないと思われるので、ご説明をお願いします。</p> <p>3) 木製看板の設置場所の明示をお願いします。</p>
質問の回答	<p>1) 設計については、「森林整備保全事業標準歩掛」により積算しています。</p> <p>現場状況により、設計図書との相違が認められる場合は、「国有林野事業工事請負約款」に基づき、監督職員と協議をお願いします。</p> <p>2) 設計については、「森林整備保全事業標準歩掛」により積算しています。</p> <p>現場状況により、設計図書との相違が認められる場合は、「国有林野事業工事請負約款」に基づき、監督職員と協議をお願いします。</p> <p>3) 木製看板の設置場所を仮設平面図に記載しました。</p> <p>ダウンロードシステムの図面ファイルに添付しています仮設平面図を修正していますので、修正後のファイルをご確認ください。</p>	

問合せ先 : 京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話 : 075-414-9822 FAX : 075-432-2375

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年4月8日
発注機関	京都大阪森林管理事務所
事業名	高台寺山溪間工事
公告日	令和6年3月15日
開札日時	令和6年5月8日 13時30分
質問の内容	<p>現場説明補足事項及び積算内訳書</p> <p>1) 左記事項2. 積算している工法・機械・仮設物等(3) 仮設物等…以下のとおり積算している。⑩交通誘導員Bを12人(1日2人)積算している。(コンクリート打設日に配置)と記載されていますが、積算内訳書54号代価表(モルタル運搬:コンクリート)の備考欄にモルタル1日当り運搬量$Q=11.6m^3$と記載されています。コンクリート総量$270.9m^3$(間詰コンクリート含む)$\div 11.6m^3=23.4$回となりますが、コンクリートバケットを2台使って打設しても$270.9m^3 \div 23.2m^3=12$回となり、コンクリート打設回数6回で完了するには$270.9m^3 \div 6回=45.15m^3/日$の打設をしなければなりません。整合性が取れていないように思われます。ご説明をお願いします。</p> <p>2) 濁水であるか否かの判定は下記によるのでしょうか。 環境基本法「水質汚濁に係る環境基準」別表2「生活環境の保全に関する環境基準」の浮遊物質量(SS25mg/l)以下。</p> <p>3) 清水寺の「音羽の滝」は飲料に供されているようですが、貴所は清水寺から水質調査等の資料で飲料水として基準をクリアーしていることをご確認されていますか。</p> <p>4) 設計では0.28m³級バックホウを分解・組立で計上されていますが、0.28m³級以上のバックホウを自走で搬入することは認めていただけますか。</p>
質問の回答	<p>1) 現場状況により、設計図書との相違が認められる場合は、「国有林野事業工事請負約款」に基づき、監督職員と協議のうえ変更を行います。</p> <p>2) 特に基準は定めておりませんが、施工地の直下には清水寺の調整池があり魚等が生息しているため、それらに影響が出ないように濁水対策をする必要があることから、対策については現場状況に応じて監督職員と十分な調整を行ってください。</p> <p>3) 清水寺には工事の実施及び内容について説明を行っています。なお、水質調査等の資料は確認しておりません。</p> <p>4) バックホウの自走のためには、施工地までの斜面を整地することとなり、このことで斜面を荒廃させる原因となります。当該施工地においては、下流への影響が大きいことから現設計としています。このことについては、清水寺と調整を行っていることからバックホウの自走は認められません。</p>

問合せ先 : 京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話 : 075-414-9822 FAX : 075-432-2375